

令和4年度 第10回総会

議 事 録

堺市農業委員会

## 1 開催日時及び場所

日 時 令和5年1月4日(木) 午後2時00分から午後2時35分  
場 所 堺市役所高層館12階農業委員室

## 2 委員数

(1) 現在総数 14人

(2) 出席委員 13人

芝尾 恭典	西尾 朝嗣	光田 裕次
檀野 隆一	柳下 清隆	山本 光男
松川 幸男	池上 正昭	山本 一彦
中野 元裕	藤田 昇	北井 秀信
橋本 雅世		

(3) 欠席委員

田中 宏

(4) 農地利用最適化推進委員の出席 13人

小林 義博	井上 和夫	野里 孝雄
野口 宜律	中尾 美昭	高岡 一平
塔本 順一	藤原 武平	岸田 勝夫
寺山 忠夫	岡所 次郎	重谷 勝次
坂口 竹四郎		

(5) 欠席委員

なし

## 3 議事説明員

農業委員会事務局

事務局 長	名越 幸司
事務局 次長	河辺 眞佐彦
主 幹	山本 幸夫
	立石 竜也

#### 4 付議事項

- 議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第62号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第63号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第64号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について
- 議案第65号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第66号 農用地利用集積計画の決定について  
(農地中間管理事業分)
- 報告第48号 農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第49号 農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第50号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の報告について
- 報告第51号 生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について
- 報告第52号 小作地の台帳抹消の報告について
- 報告第53号 農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について

## 5 会議の概要

議長（檀野隆一会長）から開会宣言

議長 ただいまから令和4年度第10回総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、規定によりまして、議長において光田裕次委員、中野元裕委員のご兩名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、ご兩名にお願いいたします。

審議に先立ちまして、事務局から諸般の報告をいたします。

事務局 出席委員の報告をいたします。現在議場に在席する委員は、14名中13名でございます。なお、田中宏委員から欠席の旨、届出がされております。また、農地利用最適化推進委員は13名の出席をいただいております。以上でございます。

議長 これより審議に入ります。

本日、ご審議いただく案件は、議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請について」から報告第53号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計12件であります。

それではまず、議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第58号から第61号についてご説明いたします。

まず、受付番号第58号は、申請地が南区柵で市街化調整区域内にあり周辺は宅地、雑種地及び里道に囲まれており、地目は田1筆、面積は505平方メートルで現在野菜の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第59号は、申請地が美原区太井で市街化調整区域内にあり周辺は田、道路及び雑種地に囲まれており、地目は田1筆、

面積は1,133平方メートルで現在稲刈り後の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第60号は、申請地が北区南花田町で市街化調整区域内にあり周辺は田及び宅地に囲まれており、地目は田1筆、面積は1,131平方メートルで現在野菜、うね及び保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第61号は、申請地が北区南花田町で市街化調整区域内にあり周辺は田、畑及び緑地に囲まれており、地目は畑1筆、面積は244平方メートルで現在果樹及び野菜の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

以上4件の申請につきまして、現地調査及び申請内容の精査を行った結果、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第62号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第62号「農地法第5条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第46号から第49号をご説明いた

します。

まず、受付番号第46号は、賃借権を設定し転用するものです。申請人は大阪府羽曳野市碓井2丁目で自動車販売、買取業を営む法人で、申請地は美原区黒山の田3筆、面積は合計1,698平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、事業拡大による取扱い車両の増加により、現在使用している車両保管場所が手狭となり、店舗運営に支障をきたすようになってきました。その為、販売店舗の近隣にあり、保管場所に最適な広さもある本申請地を賃借し、露天駐車場として使用するものです。

申請は令和4年12月12日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第43条第2号ロに該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については碎石舗装による自然浸透及び北側及び西側U字溝より西側水路へ放流する計画です。周囲にはメッシュフェンス及び北側と西側に擁壁を設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第47号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が大阪市阿倍野区西田辺町2丁目で不動産業を営む法人で、申請地は中区福田の畑3筆、面積は合計3,966平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、現在貸借契約のある建築業を営む法人から、現在使用している資材置場が手狭となり、緊急に必要な旨の要望があったため、業務拡大として本申請地を取得し、露天資材置場として使用するものです。

申請は令和4年12月13日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、碎石舗装による自然浸透する計画です。周囲にはブロック1～3段積する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第48号は、賃借権を設定し一時転用するものです。申請人は被設定人が大阪市住之江区浜口西3丁目で電気事業を営む法人で、申請地は南區別所の田1筆、面積は610平方メートルのうち53.11平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は架空地線張替工事において工事箇所に資材を運ぶ車両通行のため、申請地を賃借し、道路敷地として使用するものです。一時転用期間は許可後から5ヶ月間です。農地復元後は夏野菜を植える予定です。

申請は令和4年12月15日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第2号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については自然浸透する計画です。周囲にはフェンス等設置いたしません、特に問題はないものと判断いたします。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第49号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が西区菱木3丁で自動車部品製造業を営む法人で、申請地は西区菱木4丁の田2筆、面積は合計1,311平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、業務拡大により事業所敷地内の置場が手狭となり緊急に必要となったため、事業所からも近距離にある本申請地を譲り受け、露天資材置場として使用するものです。

申請は令和4年12月16日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については自然浸透する計画です。周囲にはコンクリートブロック2段積する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第63号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第63号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」をご説明いたします。受付番号第19号をご説明いたします。

受付番号第19号は、申請人は南区和田東に居住する会社員兼農業者で、申請地は南区和田東の畑2筆、面積は合計1,050平方メートル、現在うね一部野菜の状態です。

本件について、申請書等に記載された内容が特に問題はないものと判断いたします。

また、当該地区協議会におきまして、適用農地の可否及び当事者の適格性について、承認相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第64号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。



事務局 それでは議案第64号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について」をご説明いたします。受付番号第23号から第27号をご説明いたします。

まず、受付番号第23号は、相続人が南区美木多上に居住する農業者で、申請地は南区美木多上の田1筆、面積は847平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

次に、受付番号第24号は、相続人が北区中村町に居住する農業者で、申請地は北区中村町の田4筆、面積は合計2,399平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

次に、受付番号第25号は、相続人が美原区北余部に居住する農業者で、申請地は美原区北余部の田1筆、面積は1,203平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

次に、受付番号第26号は、相続人が東区日置荘田中町に居住する農業者で、申請地は東区日置荘田中町の田4筆、面積は合計3,052平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

次に、受付番号第27号は、相続人が中区陶器北に居住する農業者で、申請地は中区陶器北の田4筆、面積は合計4,111.27平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、特例農地の利用状況について確認書抜粋表のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。続きまして、議案第65号「農用地利用集積計画の決定について」

を議題といたします。ただし、受付番号第101号と第103号につきましては、芝尾恭典委員に関する事項につき、これを除外してご審議いただきます。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第65号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。受付番号第97号から第100号と第102号と第104号から第124号をご説明いたします。

まず、受付番号第97号は、申請地は北区中村町の田1筆、面積は697平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第98号は、申請地は美原区菅生の田1筆、面積は1,011平方メートルで、現在野菜の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第99号は、申請地は北区南花田町の田1筆、面積は1,206平方メートルで、現在うねの状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第100号は、申請地は東区石原町3丁の田1筆、面積は733平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第102号は、申請地は東区高松の田1筆、面積は1,165平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第104号は、申請地は北区野遠町の田1筆、面積は552平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第105号は、申請地は北区中村町の田2筆、面積は合計2,048平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第106号は、申請地は北区中村町の田1筆、面積は1,345平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用

貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第107号は、申請地は北区中村町の田1筆、面積は1,044平方メートルで、現在耕うん済一部野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第108号は、申請地は美原区平尾の田2筆、面積は合計3,202平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第109号は、申請地は美原区平尾の田1筆、面積は1,206平方メートルで、現在ハウスの状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第110号は、申請地は美原区阿弥の田1筆、面積は952平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第111号は、申請地は美原区阿弥の田1筆、面積は2,132平方メートルで、現在ハウスの状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は5年です。

次に、受付番号第112号は、申請地は西区山田4丁の田1筆、面積は942平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第113号は、申請地は西区山田4丁の田1筆、面積は1,127平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第114号は、申請地は西区山田4丁の田1筆、面積は902平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第115号は、申請地は西区山田4丁の田1筆、面積は1,953平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第116号は、申請地は西区山田4丁の田2筆、面積は合計591平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で

賃借権を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第117号は、申請地は西区太平寺の田1筆、面積は1,077平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第118号は、申請地は中区田園の田2筆、面積は合計1,685平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第119号は、申請地は南区大森の田2筆、面積は合計1,162平方メートルで、現在うね及び野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第120号は、申請地は南区富蔵の田1筆、面積は1,380平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第121号は、申請地は南区豊田の田3筆、面積は合計2,812平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第122号は、申請地は南区大庭寺の田3筆、面積は合計1,527平方メートルで、現在野菜及び保全管理中の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第123号は、申請地は西区山田4丁の田1筆、面積は1,233平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第124号は、申請地は美原区大饗の田1筆、面積は1,262平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

以上の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。続きまして、議案第65号の受付番号第101号と第103号をご審議いただきます。本件につきましては、委員個人に関する事項につき、審議に先立ち「農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定」を適用し、芝尾恭典委員の退席を求めます。

(退席後)

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第65号「農用地利用集積計画の決定について」の受付番号第101号と第103号をご説明いたします。

まず、受付番号第101号は、申請地は東区八下町1丁の田1筆、面積は1,996平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第103号は、申請地は北区金岡町の田1筆、面積は1,352平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

以上の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のと

おり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。  
審議が終わりましたので、芝尾恭典委員の退席をときます。

(入室・着席後)

続きまして、議案第66号「農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）」を議題といたします。ただし、受付番号第127号から第129号につきましては、藤原武平委員に関する事項につき、これを除外してご審議いただきます。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第66号「農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）」をご説明いたします。受付番号第125号と第126号、第130号と第131号をご説明いたします。

なお、本件は農地中間管理機構である大阪府みどり公社が借り受けた農地を転貸するものです。

まず、受付番号第125号は、申請地は中区陶器北の田1筆、面積は1,036平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から転借人へ5年です。

次に、受付番号第126号は、申請地は中区陶器北の畑2筆、面積は合計1,880平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から転借人へ5年です。

次に、受付番号第130号は、申請地は中区上之の田1筆、面積は1,405平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から転借人へ5年です。

次に、受付番号第131号は、申請地は中区陶器北の田2筆、面積は合計2,124平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、

農地中間管理機構から転借人へ5年です。

以上の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案（農地中間管理事業分）のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第66号の受付番号第127号から第129号をご審議いただきます。本件につきましては、委員個人に関する事項につき、審議に先立ち「農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定」を適用し、藤原武平委員の退席を求めます。

(退席後)

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第66号「農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）」の受付番号第127号から第129号をご説明いたします。

なお、本件は農地中間管理機構である大阪府みどり公社が借り受けた農地を転貸するものです。

まず、受付番号第127号は、申請地は中区辻之の田1筆、面積は332平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から転借人へ5年です。

次に、受付番号第128号は、申請地は中区辻之の田1筆、面積

は224平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から転借人へ5年です。

次に、受付番号第129号は、申請地は中区辻之の田1筆、面積は1,332平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から転借人へ5年です。

以上の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案(農地中間管理事業分)のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。審議が終わりましたので、藤原武平委員の退席をときます。

(入室・着席後)

続きまして、報告第48号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第53号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計6件を一括して議題といたします。

報告の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは報告第48号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第53号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告につい



て」までの計6件を一括してご説明いたします。

まず、報告第48号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は6件ございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第49号「農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は4件ございました。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第50号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の報告について」は1件ございました。受付番号第9号は申請地が西区浜寺船尾町東3丁の田1筆で、面積は1,318平方メートル、離作補償はなしで、双方合意によるものです。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

次に、報告第51号「生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について」は2件ございました。まず受付番号第31号は申出者が妻で、主たる従事者の死亡により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。次に受付番号第32号は申出者が子で、主たる従事者の死亡により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。いずれも案件を担当地区の委員による現地調査等の確認後、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第52号「小作地の台帳抹消の報告について」は1件ございました。受付番号第4号は、申請地が中区田園の田2筆で、面積は合計1,312平方メートル、平成23年に双方の合意により解約しましたが、その当時解約の申請を怠っていたため、小作料認可書整備基準により、書類を処理いたしました。

次に、報告第53号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」は5件ございました。まず、受付番号第52号は、申請地が美原区多治井の田1筆、面積は354

平方メートル、現況は更地、次に受付番号第53号は、申請地が美原区多治井の田1筆、面積は119平方メートル、現況は更地、次に受付番号第54号は、申請地が美原区小寺の畑1筆、面積は475平方メートル、現況は露天駐車場で経過年数は30年以上、次に受付番号第55号は、申請地が南区稲葉2丁の田2筆、面積は合計67平方メートル、現況は通路で経過年数は35年以上、次に受付番号第56号は、申請地が南區別所の畑1筆、面積は1,960平方メートル、現況は山林で経過年数は35年以上でした。いずれも非農地である旨の報告を、総会の決定による回答が期日に間に合わないため、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件報告について承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、報告は承認されました。

以上で、令和4年度第10回総会に付議された案件は、すべて議了いたしました。これをもって、閉会いたします。

## 採決・承認事項及び賛否数

(案件番号)	(結 果)	(賛否数)
○ 議案第61号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第62号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第63号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第64号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第65号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第66号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 報告第48号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第49号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第50号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第51号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第52号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第53号	承 認	全 会 一 致

署名委員

会

長

檀野隆一

委

員

光田裕次

委

員

中野元裕